

食品安全委員会（第 8 5 7 回会合）議事概要

日 時：令和 4 年 5 月 1 0 日（火） 1 4：0 0～1 4：3 1
場 所：食品安全委員会大会議室
出 席 者：山本委員長外 6 名
動画配信：一般 4 名

（１）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・飼料添加物 1 品目
塩酸 L-ヒスチジン

→農林水産省から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

（２）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「アセキノシル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、
「アセキノシルの許容一日摂取量(ADI)を 0.022 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を 0.073 mg/kg 体重と設定する。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「トリネキサパックエチル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、
「トリネキサパックエチルの許容一日摂取量(ADI)を 0.0059 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を 0.6 mg/kg 体重と設定する」
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「トリフロキシストロビン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、
「トリフロキシストロビンの許容一日摂取量(ADI)を 0.05 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した」
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「ピラジフルミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、

「ピラジフルミドの許容一日摂取量(ADI)を 0.021 mg/kg 体重/日、
急性参照用量(ARfD)を 1.6 mg/kg 体重と設定する」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。